様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　分　名	利用料金の還付		
根拠法令名	大津市都市公園条例	(条項)第１０条第６項	
基準法令名	大津市都市公園条例	(条項)第１０条第６項ただし書	
所管部署	指定管理者（所管：都市計画部　公園緑地課　管理係）		
標準処理期間	３日	法定処理期間	一日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　☑全部記載　□一部・項目のみ記載

大津市都市公園条例第１０条第６項ただし書に該当する次の各号に掲げる場合に該当することを基準とする。

(1) 管理の都合により使用又は行為の許可を取り消した場合
(2) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用又は行為することができなくなった場合

参考

【根拠法令】
○大津市都市公園条例
(利用料金)
第10条
6　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者が自己の責に帰することができない事由により使用することができなくなったとき、その他市長が正当と認める事由がある場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。